

# 名税政における過去の活動実績

## I. 名税政の活動実績

### 1. 昭和 55 年税理士法改正

- (1) 税理士業務について、従来の制限列举の対象 7 税目から原則として全税目に拡大され、税理士が民間で唯一の税務の専門家になりました。
- (2) 会計業務を税理士の付随業務として明記されました。(これにより、税理士も会計の専門家として法律上位置付けられました。)
- (3) 税理士の使命を明確化しました。
- (4) 登録即入会制度になりました。

### 2. 平成 13 年税理士法改正

- (1) 税理士が租税に関する訴訟において補佐人として弁護士とともに出廷し陳述することができるようになりました。(出廷陳述権を得ました。)
- (2) 税理士法人制度を創設させました。
- (3) 税理士会の会則の絶対的記載事項に研修と紛議調停に関する規定を追加しました。
- (4) 許可公認会計士制度を廃止しました。
- (5) 書面添付制度をより充実、発展させました。

### 3. 社会保険労務士法改正

- (1) 昭和 56 年の社会保険労務士法改正では、税理士の行う社会保険労務士業の削除等を内容とするものでしたが、これを阻止しました。
- (2) 平成 4 年にも、税理士の行う社会保険労務士業務の削除等を内容とする法改正が予定されていましたが、これを阻止し、改正法案の国会への提出は見送られました。

### 4. 建設業経理士問題

昭和 56 年～57 年に起こった建設業経理士問題では、主務官庁たる建設省(現国土交通省、以下同じ)より、

- (1) 名称は建設業経理事務士と改める。
- (2) 将来的にも職業資格制度としない。
- (3) 建設業の経理、税務事務の改善を指導する場合は、税理士を十分活用するよう建設業界を指導する等の回答を文書で得ました。

## 5. 不動産コンサルタント問題

平成3年～4年には、「不動産コンサルタント」制度創設問題が起りましたが、関連士業6団体との共闘による反対運動の結果、主務官庁たる建設省は、

- (1) 新しい制度とはしない。
- (2) 知識及び技能審査試験を実施し、合格者には特別の名称を与えない。
- (3) 税理士法等を遵守させ、同法等の違反をさせない。

旨に改め、平成4年7月大臣告示がされました。

## 6. 商法改正

- (1) 昭和56年、会計監査人監査の強制対象会社を狭め、会計監査人による任意監査の導入を阻止しました。
- (2) 平成2年、最低資本金制度の導入は、当初案より大幅に引き下げ資本金額を株式会社1,000万円、有限会社300万円にすることができました。また既存会社に対する増資等の猶予期間を5年にすることができました。
- (3) 平成14年、現物出資等の目的たる価格の証明・鑑定評価人になることができるようになりました。

## 7. 税制改正

- (1) 昭和60年、源泉所得税の納付期限の特例適用者は、7～12月分を届出により翌年1月20日まで納期の延長を実現しました。
- (2) 昭和63年、税制の抜本改革に関連し、
  - ① 内職のような家内労働については、パート並の取り扱いを実現。
  - ② 赤字法人への法人課税を、その実態、必要性から見送らせることができました。
  - ③ 中小法人へ交際費課税の強化についても見送らせることができました。
- (3) 平成3年、商法改正に伴い最低資本金を充足するための特例措置として、
  - ① 株式会社が、利益又は準備金の資本組入れを行った場合、最低資本金の範囲内については、みなし配当課税を行わない。
  - ② 増資についての登録免許税を2分の1に軽減する。の2項目を実現しました。
- (4) 平成6年では、
  - ① 有限会社の最低資本金を満たすための資本増加に係る出資の払込に充てる利益配当の非課税措置を実現しました。

- ② 相続税の基礎控除額の引き上げ及び税率適用区分の幅の拡大を実現しました。
- ③ 相続税の小規模宅地の特例幅の拡充を実現しました。
- ④ 住宅取得資金贈与の特例対象限度額及び対象者の所得要件引き上げを実現しました。
- ⑤ 固定資産税評価額の引き上げに伴い、登録免許税及び不動産取得税について軽減措置を実現しました。
- ⑥ 個人事業者の消費税申告書の提出期限について、期間を限定することなく「その年の3月31日」と定めることを実現しました。

(5) 平成10年、法人の新規取得土地等に係る負債利子の損金算入制限措置の廃止を実現しました。

(6) 平成11年、中小法人の軽減税率の引き下げ、いわゆるパソコン減税等の実施を実現しました。

(7) 平成13年、贈与税の基礎控除額の引き上げを実現しました。

(8) 平成14年では、

- ① 同族会社の留保金課税の軽減等を実現しました。
- ② 中小企業の交際費課税軽減を実現しました。

(9) 平成15年では、

- ① 留保金課税が特定の中小企業者等に緩和軽減措置を講じる。
- ② 交際費課税が定額損金算入限度内の20%課税を10%引き下げる
- ③ 欠損金の繰越控除の期間延長
- ④ 免税事業者から課税業者になった場合の届出書の延長

(10) 平成16年では自民党税制改正大綱において、「交際費課税」や「災害時における簡易課税制度の選択」等の要望事項が「検討事項」としてとりあげられ、今後検討されることとなりました。

(11) 平成17年度では、

- ① 同族会社の留保金課税制度の見直しが実現しました。
- ② 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外したうえ、その適用期限を2年延長する等の要望項目が部分的ではあるが実現しました。

- ③ 消費税の課税選択についての届出期限の延長が実現しました。
- ④ 減価償却資産の損金算入規定の延長が実現しました。
- ⑤ 更正の請求できる期間についての新設等についても一定の成果が得られました。
- ⑥ 所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げが決まりました。
- ⑦ 相続税の物納制度についての大幅な見直しを行うこととなりました。

(12) 平成 18 年度では

- ① 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額が 1,600 万円に引き上げられました。
- ② 特殊支配同族会社の留保金課税制度について適用対象から資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である会社が除外されました。
- ③ 事前確定届出給与について、その提出期限を役員給与を決議する株主総会等の日から 1 月を経過する日に延長されました。
- ④ 減価償却制度については次のとおり改正されました。
  - ・償却可能限度額の廃止(平成 19 年 4 月 1 日以降に取得するもの)
  - ・残存価額の廃止(平成 19 年 3 月 31 日以前に取得されたもの)
- ⑤ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が 3 年間延長されました。
- ⑥ 電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設された。さらに税理士の電子署名のみで申告代理できる等手続きが簡素化されました。

(13) 平成 19 年度では

- ① 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設が衆議院で可決されました。
- ② 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制限規定は廃止にはいたらなかったが、「適用状況を引き続き注視する」旨の文言が与党税制改正大綱の前文に記載されました。

(14) 平成 20 年度では

- ① 永年要望していた法人税における欠損金の繰戻し還付制度の復活が実現しました。
- ② 中小法人に対する軽減税率の引下げ(22%→18%)を実現しました。

- ③ 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度が創設され、その内容が具体的に盛り込まれました。
- ④ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制限規定は廃止にはいたらなかったが、「その適用状況を引き続き注視する」と与党税制改正大綱に記載されました。

(15) 平成 21 年度では、

- ① 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が実現しました。
- ② 交際費等の損金不算入制度について、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人に係る定額控除限度額が年 400 万円から年 600 万円に引き上げられました。
- ③ 居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度、少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例などは、いずれも適用期限が延長されました。
- ④ 更正の請求期間の延長については、納税者権利憲章、不服申立制度などとともに、政府税調内にプロジェクトチームが設置され、平成 23 年度改正に向けた検討を行うこととなりました。

以上のとおり、大きな成果を実現してきました。